

地域戦略研究所紀要

第 10 号

地域住民の福祉対象者に対する社会的距離の計測分析
～地域共生社会実現に向けた助け合いが持つ包摂と排除～

坂本 毅啓 …… 91

北九州市立大学
地域戦略研究所
2025. 3

地域住民の福祉対象者に対する社会的距離の計測分析 ～地域共生社会実現に向けた助け合いが持つ包摂と排除～

坂本 毅啓

- I はじめに
- II 地域福祉論としての地域共生社会論の文脈位置づけ
- III 研究方法
- IV 結果
- V 考察
- VI おわりに

<要旨>

本研究は、地域共生社会の実現に向けた地域住民の意識を調査したものである。地域福祉の観点から、地域住民が福祉対象者を包摂し支え合う意識を持てているかを検証した。街頭調査で社会的距離を測定し、結果を統計分析した。調査の結果、身体障害者には社会的距離が近く、元犯罪者には遠い傾向が示された。今後の課題として、地域共生社会の実現には、住民の理解促進と支援機関との連携強化が求められることが示唆された。

ABSTRACT

We surveyed the residents to see if they had a sense of helping those in need, and statistically analyzed the results. The results showed that while the social distance to people with physical disabilities was relatively close, it was significantly distant to ex-convicts. As a future issue, in order to realize a community where people live together, it is necessary for local residents to work to eliminate exclusion and prejudice.

<キーワード> 地域共生社会、社会的距離、社会的包摂、地域福祉、社会福祉学

I はじめに

1. 研究の背景

地方自治体等が作成する地域福祉に関する計画を眺めると、地域共生社会の実現という記述の多さは、すでに地域共生社会の実現というのが一つの大きな流れとなっていることを示している。いわば、地域福祉、福祉のまちづくりと言われる取り組みは、2017年に「地域力強化検討会が「最終とりまとめ ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」を取りまとめて以降、全国的な広がりの中で今日に至るまで展開されてきている現状にあ

る。大橋謙策が指摘するように「地域福祉は社会福祉行政のメインストリーム（主流）になり、『地域共生社会政策』として推進」されるようになったと言える〔大橋、2022：4〕。

このような地域共生社会の実現という理念は、後述するように地域住民による参加が前提となっており、自助・互助・共助・公助の4つの中でも互助・共助の重要な担い手としても大いに期待されている。特に社会福祉法において地域住民による支え合いが義務化された点からも、地域住民が、地域で生活を営む多様なニーズを持った住民を包摂しながら助け合うことが、（その是非とは別に）今後の地域福祉の推進において重要な課題になっていると言える。

以上のような社会的背景に対して、地域で生活を営む福祉対象者（クライアント）側に立ったとき、果たしてその生活における困難や困りごとを解決することができるような環境は整っているのだろうか。地域住民側に立ったとき、全ての福祉対象者を視野に入れて、助け合うことは可能なのだろうか。まずは地域共生社会の実現を巡る論点整理をした上で、学術的な問いを浮かび上がらせ、本研究を通して何を論証しようとするのか、その研究目的を述べていくことにする。

Ⅱ 地域福祉論としての地域共生社会論の文脈位置づけ

ここからは、地域共生社会の実現という理念について、どのような考えることができるのか、論点を整理していくことにする。そのために、まずは地域福祉とは何かを整理した上で、地域共生社会の実現とはどのような理念であるのかを改めて確認することにする。その上で、学術的な問いと研究目的を述べることにする。

1. 地域福祉の定義

日本における地域福祉概念の原点は、古典的名著とも評価される岡村重夫の『地域福祉論』（光生館）であろう。ここで岡村は地域福祉概念を構成する要素として①コミュニティケア、②組織化活動、③予防的社会福祉、の3点を挙げている〔岡村、1974：62〕。これら三つの要素によって成り立つ社会福祉領域・実践が地域福祉であるとした。

牧里毎治は、地域福祉とは「誰もが直面する可能性のある生活上のさまざまな困りごとを、自助—互助—共助—公助を適切に組み合わせることによって解決し、住み慣れた地域社会でその人らしい暮らしを続けていけるようにすることを理念として行われる、サービスや活動およびそのための基盤整備、ならびにそれらがつながっている状態をつくり出す取り組みの総称である」としている〔牧里・他、013：166〕。

さらに大橋謙策は、地域福祉には地域での自立生活が可能となることが目的であり、そのためにいくつか重要な要件があると指摘している。1つ目は在宅福祉サービスが量的にも、質的にも整備されていること、2つ目は在宅保障やバリアフリーの都市整備が進められていること、そして3つ目は「福祉サービス利用者を社会的に排除したり、その人々に対して偏見をもつことなく、その人々を社会的に包含していくソーシャルインクルージョ

ンの考え方を地域住民が理解し、その感覚を日常化していくこと」であるとしている〔大橋、2015：23-24〕。

地域福祉の定義を巡る研究については膨大なものとなるためにその主なものを取り上げたが、そこから言えることは、地域で生活を営む多様なニーズを抱えた人達（福祉対象者）が、住み慣れた地域社会で暮らし続けられるための取り組みであり、専門職による支えるためのサービスと共に、社会的に包摂して支え合いに取り組む地域住民の存在が重要であるということである。

2. 地域共生社会の実現・推進という理念

地域福祉の定義を通して、地域住民が重要な存在であるということを述べたが、それを冒頭の大橋が「地域共生社会政策」と称したレベルへと到達したのが、この地域共生社会の実現という理念である。「政策」化されたと言える転換点は、2017年に発表された厚生労働省の検討会である「地域力強化検討会」が発表した「最終とりまとめ」である。この政策化の過程についてここでは詳述しないが、後藤康史によって研究成果としてまとめられているとおり、地域共生社会は政策化された結論づけることはできると考えられる〔後藤、2019、2020〕。その政策化された地域共生社会について、先にも述べたように重要な存在である地域住民へ焦点化する。

2017年に社会福祉法が改正されたことで、地域福祉と住民に関する規定は以下の通りとなった。

社会福祉法

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

ここでのポイントは、地域住民は地域福祉の推進に務める義務があるということ、そして福祉サービスを必要とする地域住民（福祉対象者）の抱える「地域生活課題」（福祉ニーズ）を把握し、その解決に向けて支援機関（専門職）と連携をすることが求められているという点にある。

3. 学術的な問いと研究目的

ここまで整理した地域共生社会の実現を目指すという理念は、地域住民の理解と協力という受け身的な関わりだけでなく、積極的な姿勢がもとめられることを意味する。大橋が、そして古くは岡村が指摘してきた「地域住民の主体性」そのものである。地域共生社会の実現においては多様な地域生活課題（福祉ニーズ）に対し、地域住民と福祉関係者が連携してその把握と課題解決に向けて取り組むことが掲げられていると紹介した。一方で、過去に坂本が行った地域調査では、ボランティアに参加したいと言う人は非日常的な活動に関心が高くなる傾向があるのに対して、ボランティアに支えられたいと希望している人は日常的な支援を望んでいる傾向が強く、そこには必要と参加のミスマッチが生じていることが明らかとなった（坂本・石坂、2018）。それでは、先述の大橋が指摘していた地域住民が排除・偏見を持つことなく、地域生活課題（福祉ニーズ）を抱えた地域住民と関わり、支え合うことは現状としてどのようなになっているのかという疑問が浮かび上がってくる。ここから練り上げられる学術的な問いは「地域福祉推進の要である地域住民は、全ての地域住民を包摂して支え合う意識を持つことができるのか」となる。

そこで本稿では、街頭調査を通して地域住民が福祉対象者に対してどのような意識を持っているのかを、後述の社会的距離を計測することで検証する。その上で、地域共生社会の実現に向けた今後の取り組むべき課題を考察する。

Ⅲ 研究方法

1. 調査方法

地域住民がすべての地域住民を包摂して支え合う意識を持つことができるのかを検証するために、福祉対象者（クライアント）の事例を提示して、その人達に対してどのような意識を持っているのかを調査することとした。その際、複数のケースを提示し、ケースの状況によって意識が異なるのか、特に社会的関係性が異なるのかを計測することとした。この社会的関係性を計測する手法として中根ら（2010）と肥田・石川（2018）を参考とした社会的距離の計測を用いることとした。この社会的距離はある人とある人の間の関係性を複数の調査項目から数値化し、計測することを目的とした概念である。特定の人を並べて比較をしたり、あるいは介入前後で同じ人に対する社会的距離は変化するかを測定することが可能となる。この社会的距離を、街頭調査によって広く一般的な地域住民はどうなっているのかを探索的に分析することとした。

以上の考え方に基づく調査方法は、次の通りである。まず、5つの福祉対象者（クライ

エント）に関する簡単なケース（表 1 を参照）を提示し、それに対して社会的距離に関する 8 つの項目（表 2 を参照）についてリッカート法（5 件法、1：そう思わない、2：あまりそう思わない、3：どちらでもない、4：少しそう思う、5：そう思う）で回答をしてもらうこととした。なお、この 8 つの項目は先述の中根ら（2010）及び肥田・石川（2018）の項目を参考にして、筆者が地域福祉に繋がりそうな項目を検討して作成した。

表 1 設定した 5 つのケースの内容

ケース	概要
ケース① A さん（75 歳）	認知症があり、家の周辺を徘徊して家に帰ることができないことがある。 家族の顔が、徐々に分からなくなってきている。
ケース② B さん（30 歳）	脳性麻痺があり、車いすに乗って生活をしている。 他者とコミュニケーションを取ることができる。 民間企業で事務の仕事をしている。
ケース③ C さん（40 歳）	35 歳の時に過労が原因でうつ病になり、仕事を辞めた。 現在は生活保護を受給して、1 人で生活をしている。
ケース④ D さん（50 歳）	窃盗犯で 3 回逮捕され、刑務所に入った経験がある。 現在、清掃の仕事をしている。
ケース⑤ E さん（32 歳） 男性	強制わいせつで逮捕され、刑務所に入る。 出所後、清掃の仕事をしている。 月に 1 回、カウンセリングに通い集団療法を受けている。

表 2 社会的距離を測定する 8 つの質問項目

- 質問項目
 1. 自分はこの人物のようになる可能性がある。
 2. 信頼できる友人になれる。
 3. 自分が同世代だと仮定して、恋愛もありだ。
 4. 一緒に働いても良い。
 5. 近所に住んでも良い。
 6. 結婚して、子どもを持ってもよい。
 7. 地域社会はもっと優しく対応すべきである。
 8. 社会参加は、社会全体が責任を負うべきである。

調査の実施に当たっては、2024 年 3 月 18 日～31 日の内 5 日間、調査員 3 名が街頭で声をかけて調査内容を説明して協力を依頼し、協力者に対して Microsoft 社の Forms で作成したアンケートフォームに回答をしてもらう Web 方式とした。場所は A 市における中心的な駅（新幹線及び在来線）及びその周辺エリアとした。なお、調査員が街頭で道行く人に対して声をかける形で調査を実施しているため、無作為抽出とは言い切れない点は留意が必要である。

2. 分析方法

分析方法は、ケース間の社会的距離（点数）の平均値比較と、その点数に影響を与えると思われる回答者属性の探索的分析、そして多変量解析として社会的距離の総合評価と言える主成分分析と、社会的距離の背景にある潜在意識を探索することを目的とした因子分析を実施することとした。これらを通して、地域住民が福祉対象者に対してどのような意識を持っており、排除や偏見を持つことなく全ての地域住民を包摂した地域共生社会の実現を可能とする基盤は整っているのかを明らかにすることとした。

3. 倫理的配慮

調査にあたっては調査の主旨、アンケート回答の有無・内容は統計的に処理され個人が特定されることは無いこと、及び研究上の倫理的配慮について説明をした上で調査への協力を求めた。調査の実施及びデータの取り扱いについては、北九州市立大学における「人を対象とする研究に関するガイドライン」に則った。

IV 結果

1. 回答者の属性

調査への協力者は 126 人、有効回答数は 125 であった（有効回答率：99.2%）。なお、声をかけた人数については調査員の手元で正確な人数が記録されていなかったために、回答率については不明である。調査員によると、概ね半数以下の調査協力であったとのことである。

回答者の平均年齢は 38.4 歳±17.4 であった（表 3）。性別は女性が 52.8%（66 人）、男性が 47.2%（59 人）であり、男女ほぼ同数のサンプリングと判断した（表 4）。男女別の年齢分布については、図 1 の通りであり、女性の方が年齢の幅が広がった。

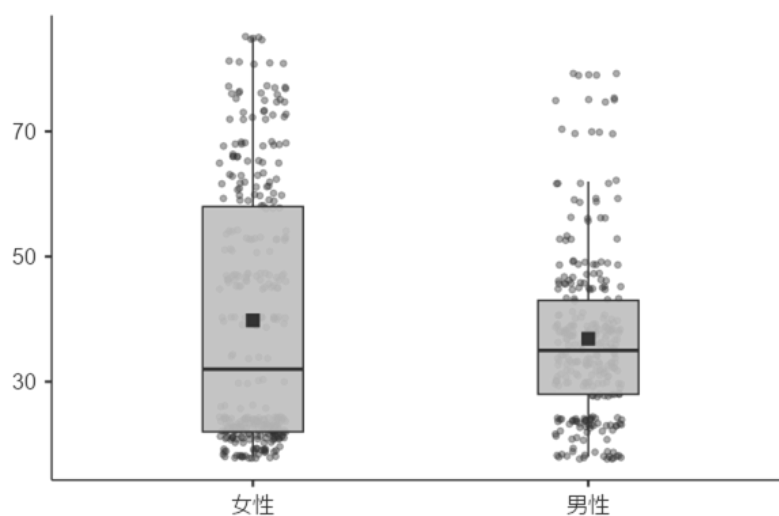
表 3 回答者の年齢に関する記述統計

	N	欠損値	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
年齢	125	0	38.42	34	17.406	18	85

表 4 回答者の性別

性別	度数	全体%	累積%
女性	66	52.8%	52.8%
男性	59	47.2%	100.0%

図 1 性別に見た回答者の年齢の箱ひげ図



回答者が居住している環境（表 5）については中小都市や町が 52.8%（66 人）、郊外の住宅地が 34.4%（43 人）となっており、ほとんどの回答者が大都市部ではなく、そこから少し離れた地域に居住していた。

表 5 居住している周辺環境

	度数	全体%	累積%
大都市の中心部	7	5.6%	5.6%
郊外の住宅地	43	34.4%	40.0%
中小都市や町	66	52.8%	92.8%
田舎や農村地帯	5	4.0%	96.8%
山間部	2	1.6%	98.4%
海沿いの地域	2	1.6%	100.0%

就労等の状況（表 6）はフルタイム労働、短時間労働、自営業等の就労をしている人が 70.4%（84 人）となっており、回答者の多くが就労していた。

回答者の属する世帯構成については、「ひとり暮らし」と「子世代との二世帯家族」がともに 28.8%と最も多く、ついで「親世代との二世帯家族」が 22.4%であった。この 3 類型で全体の 8 割を占める。約 4 分の 3 の回答者は、誰かと同居している。

以上の集計結果を踏まえると、回答者は 30 代後半から 40 代を中心に、都市部から少し離れたところで就労している男女で、多くは誰かと同居している地域住民から回答を得ることができたと考えられる。

表 6 就労等の状況

	度数	全体%	累積%
フルタイム (主として日中に勤務)	57	45.6%	45.6%
フルタイム (主として夜間に勤務、あるいは交代制勤務がある)	12	9.6%	55.2%
短時間勤務 (パート、アルバイト、臨時雇用など)	12	9.6%	64.8%
自営業	7	5.6%	70.4%
学生 (学業が本分の場合、アルバイトをしてもこちらに該当)	20	16.0%	86.4%
家事 (介護や未就学児の育児を伴う)	4	3.2%	89.6%
家事 (介護や未就学児の育児を伴わない)	5	4.0%	93.6%
上記のいずれにも該当しない	8	6.4%	100.0%

表 7 回答者の属する世帯構成

BA05.H-type	度数	全体%	累積%
ひとり暮らし	36	28.8%	28.8%
夫婦のみ	20	16.0%	44.8%
親世代との二世帯家族	28	22.4%	67.2%
子世代との二世帯家族	36	28.8%	96.0%
親・子・孫の三世帯家族	4	3.2%	99.2%
その他	1	0.8%	100.0%

2. 社会的距離の比較

本研究では、社会的距離を計測する尺度（8つの質問項目）の信頼性を確認するためにクロンバックの α 係数を算出した。その結果、本尺度のクロンバックの α 値は0.897であり、十分な内部一貫性が確認された（表8と表9）。その上で5つのケースごとに、8つの質問項目の回答を合計した数値を社会的距離とした（40点満点＝8項目×5段階）。この点数が高い程、回答者にとって（つまり地域住民にとって）、そのケースに対して社会的距離が近いことを意味する。その結果が表10の記述統計である。Friedmanの順位和検定(rank sum test)を行った結果（表11）、各水準の順位和の差は有意であった（ $\chi^2(4)=293.879$, $p=0$ ）。また多重比較の結果からも、各ケース間には有意な差が認められた

(表 12)。したがって、最も社会的距離が近かったのはケース②身体障害者（脳性麻痺）であり、逆に最も社会的距離が遠かったのはケース⑤元わいせつ犯であった。ケース①～③に対して、元犯罪者であるケース④と⑤は社会的距離が遠い結果となった。

表 8 尺度信頼性統計量

	平均値	標準偏差	クロンバックの α
尺度	2.81	1.09	0.897

表 9 項目信頼性統計量

	項目除外時		
	平均値	標準偏差	クロンバックの α
自分はこの人物ようになる可能性がある。	2.56	1.49	0.904
信頼できる友人になれる。	2.64	1.33	0.877
自分が同世代だと仮定して、恋愛もありだ。	2.11	1.23	0.883
一緒に働いても良い。	2.95	1.5	0.872
近所に住んでも良い。	3.12	1.55	0.87
結婚して、子どもを持ってもよい。	2.36	1.42	0.892
地域社会はもっと優しく対応すべきである。	3.43	1.45	0.879
社会参加は、社会全体が責任を負うべきである。	3.27	1.41	0.889

表 10 ケース別に見た社会的距離（合計点数）

	N	欠損値	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
ケース① 認知症高齢者	125	0	23.5	24	6.08	10	38
ケース② 身体障害者（脳性麻痺）	125	0	29.3	30	6.5	8	40
ケース③ 生活保護受給者	125	0	26.5	28	7.96	8	40
ケース④ 元窃盗犯	125	0	17.8	18	7.25	8	38
ケース⑤ 元わいせつ犯	125	0	15.2	14	6.77	8	35

表 11 Fiedman 検定の結果

χ^2	自由度	p
294	4	<.001

表 12 多重比較（ダービン=コノバー法）の結果

比較の組み合わせ		統計量	p
ケース① 認知症高齢者	- ケース② 身体障害者（脳性麻痺）	11.44	<.001
ケース① 認知症高齢者	- ケース③ 生活保護受給者	6.1	<.001
ケース① 認知症高齢者	- ケース④ 元窃盗犯	7.3	<.001
ケース① 認知症高齢者	- ケース⑤ 元わいせつ犯	11.51	<.001
ケース② 身体障害者（脳性麻痺）	- ケース③ 生活保護受給者	5.34	<.001
ケース② 身体障害者（脳性麻痺）	- ケース④ 元窃盗犯	18.75	<.001
ケース② 身体障害者（脳性麻痺）	- ケース⑤ 元わいせつ犯	22.95	<.001
ケース③ 生活保護受給者	ケース④ 元窃盗犯	13.4	<.001
ケース③ 生活保護受給者	ケース⑤ 元わいせつ犯	17.61	<.001
ケース④ 元窃盗犯	- ケース⑤ 元わいせつ犯	4.2	<.001

次に 8 つの項目別に見た場合、ケースや質問項目間にどのような違いがあるのかを示したのが表 13 である。2 要因の参加者内分散分析を行った結果、ケース間の差が有意であり ($F(4,496)=177.445$, $p=0$, $\eta^2 p^2=0.589$, $1-\beta=1$)、質問間の差が有意であり ($F(7,868)=61.073$, $p=0$, $\eta^2 p^2=0.33$, $1-\beta=1$)、交互作用（ケース別 x 質問項目別）が有意であった ($F(28,3472)=19.402$, $p=0$, $\eta^2 p^2=0.135$, $1-\beta=1$)。ケース別の差の検出力 ($1-\beta$) は十分である。質問項目間の差の検出力も十分である。ケース別かつ質問項目別でみると、社会的距離が近くなる特定のケースに対する質問と、その逆の質問があったと言える。例えば地域共生社会の理念にも沿っていると言える「近所に住んでも良い」や「地域社会はもっと優しく対応すべきである」では、ケース②が最も社会的距離が近くなるが、ケース④やケース⑤といった元犯罪者に対しては社会的距離が遠くなる。先述の表 4 で元犯罪者に対する社会的距離が遠くなることを示したが、質問項目間においても差があることが示された。

表 13 質問項目別に見た各ケースの平均値の比較

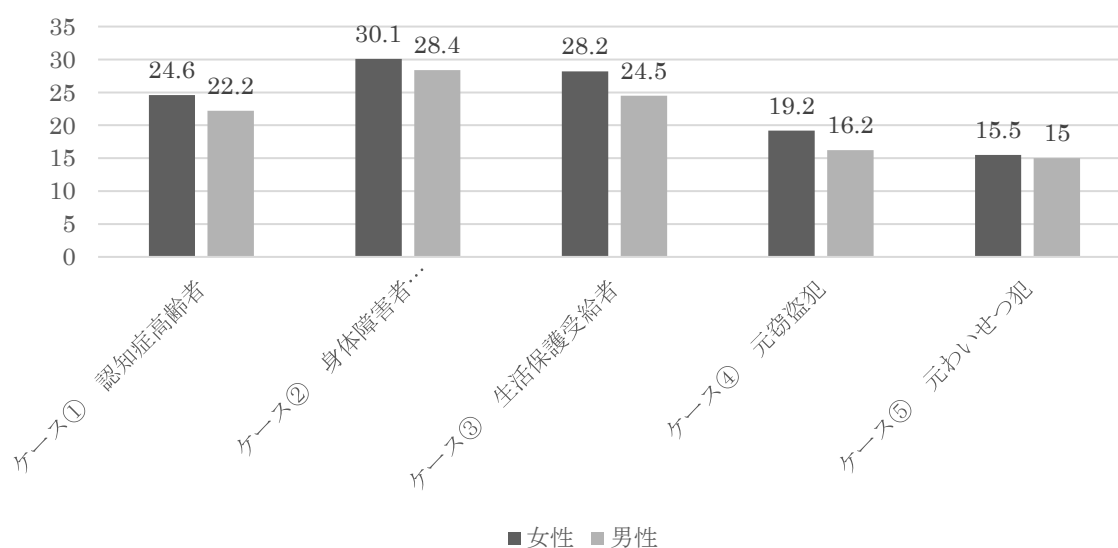
	ケース① 認知症高齢者	ケース② 身体障害者 (脳性麻痺)	ケース③ 生活保護受給者	ケース④ 元窃盗犯	ケース⑤ 元わいせつ犯
1 自分はこの人物ようになる可能性がある。	3.32	3.18	3.18	1.66	1.49
2 信頼できる友人になれる。	2.48	3.69	3.14	2.08	1.78
3 自分が同世代だと仮定して、恋愛もありだ。	1.9	2.85	2.57	1.75	1.49
4 一緒に働いても良い。	2.67	4.14	3.51	2.41	2.02
5 近所に住んでも良い。	3.33	4.32	3.75	2.31	1.9
6 結婚して、子どもを持ってもよい。	2.1	3	2.74	2.17	1.79
7 地域社会はもっと優しく対応すべきである。	4.08	4.22	3.94	2.59	2.32
8 社会参加は、社会全体が責任を負うべきである。	3.59	3.89	3.63	2.8	2.46

各ケースに対する社会的距離は性別の影響を受けるのかも検証した。性別を参加者間、各ケースに対する点数を参加者内に配置した2要因分散分析（TypeⅢ_SS使用）を行った結果、性別による差が有意であり（ $F(1,123)=5.708, p=0.018, \eta^2 p^2=0.044, 1-\beta=0.999$ ）、各ケースの差が有意であった（ $F(4,492)=177.467, p=0, \eta^2 p^2=0.591, 1-\beta=1$ ）。性別の影響は、女性の平均23.512が男性の平均21.258よりも有意に大きかった。以上から女性はいずれのケースに対しても男性よりも社会的距離が近くなる傾向がある。また男女共に、ケース①～③に対してケース④と⑤の元犯罪者に対しては社会的距離が遠くなることが明らかとなった。

表 14 ケース別及び性別でみた社会的距離の比較

	性別	N	欠損値	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
ケース① 認知症高齢者	女性	66	0	24.6	25.5	6.05	10	38
	男性	59	0	22.2	23	5.9	10	33
ケース② 身体障害者（脳性麻痺）	女性	66	0	30.1	31	6.05	11	40
	男性	59	0	28.4	29	6.9	8	40
ケース③ 生活保護受給者	女性	66	0	28.2	29	6.81	9	40
	男性	59	0	24.5	25	8.74	8	40
ケース④ 元窃盗犯	女性	66	0	19.2	19	7.1	8	38
	男性	59	0	16.2	16	7.14	8	36
ケース⑤ 元わいせつ犯	女性	66	0	15.5	14	6.72	8	34
	男性	59	0	15	15	6.87	8	35

図 2 ケース別及び性別でみた社会的距離の比較



以上の結果から、福祉対象者といってもその状況によって社会的距離が異り、特に元犯罪者に対しては顕著に社会的距離が遠くなると言える。性別で見た場合、女性の方が男性よりもいずれのケースに対しても社会的距離が近くなることが示された。ただし、ケース⑤の元わいせつ犯については、性別による差が無く、ケース間では最も社会的距離が遠いという結果が得られた。

3. 主成分分析

5つのケースに対する社会的距離の尺度8項目を基に主成分分析を行った。8つの項目に基づく総合的評価点数を求める意味を持たせたため、回転無しとした。第1主成分で分散説明率が59.1%であり、半数を超えたために結果は適切であると判断した(表15～16、図4)。主成分負荷量は表17に示した。主成分は信頼や安心に関する項目の負荷量が高く見られたため、【信頼と安心に基づく関係性】と名付けた。

表 15 主成分統計量

要約			
主成分	負荷量2乗和	分散説明率 (%)	累積%
1	4.73	59.1	59.1
2	1	12.5	71.6

主成分間の相関		
	1	2
1	—	0
2		—

表 16 固有値

主成分	固有値	分散説明率 (%)	累積%
1	4.729	59.12	59.1
2	1.002	12.52	71.6
3	0.725	9.06	80.7
4	0.498	6.23	86.9
5	0.395	4.93	91.9
6	0.255	3.19	95
7	0.226	2.82	97.9
8	0.17	2.13	100

図 3 スクリーンプロット

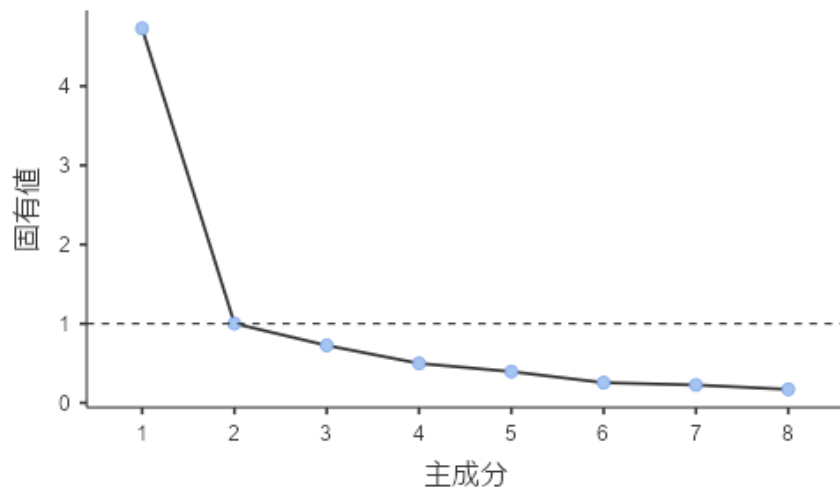


表 17 主成分負荷量

	主成分		独自性
	1	2	
近所に住んでも良い。	0.872	0.0206	0.239
一緒に働いても良い。	0.865	-0.092	0.244
信頼できる友人になれる。	0.836	-0.2042	0.26
地域社会はもっと優しく対応すべきである。	0.795	0.4257	0.187
自分が同世代だと仮定して、恋愛もありだ。	0.779	-0.4079	0.227
社会参加は、社会全体が責任を負うべきである。	0.705	0.5434	0.208
結婚して、子どもを持ってもよい。	0.692	-0.4767	0.294
自分はこの人物のようになる可能性がある。	0.556	0.2845	0.61

注 「回転なし」の結果です

5 つのケース間の中央値の差を検討するために Kruskal-Wallis 検定を行った。その結果、表 18 に示すように有意な差が認められた ($H(4)=227, p<.001$)。各群の中央値は、ケース①が 0.136、ケース②が 0.908、ケース③が 0.587、ケース④が-0.551、ケース⑤が-0.936 であった (表 19、図 4)。

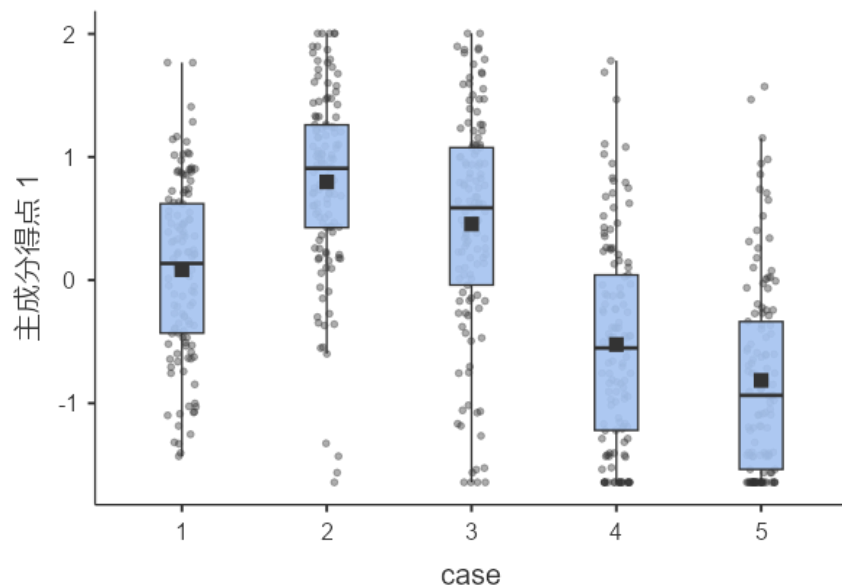
表 18 Kruskal-Wallis 検定の結果

	χ^2	自由度	p
主成分得点 1	227	4	<.001

表 19 ケース別の主成分得点の平均値

case	N	欠損値	平均値	中央値	標準偏差
ケース① 認知症高齢者	125	0	0.084	0.136	0.707
ケース② 身体障害者（脳性麻痺）	125	0	0.7978	0.908	0.751
ケース③ 生活保護受給者	125	0	0.4556	0.587	0.914
ケース④ 元窃盗犯	125	0	-0.5233	-0.551	0.843
ケース⑤ 元わいせつ犯	125	0	-0.8142	-0.936	0.787

図 4 ケース別に見た主成分得点



以上の結果から、ケースによっては【信頼と安心に基づく関係性】を結ぶことが難しいと考えていることが明らかとなった。特に元犯罪者に対しては【信頼と安心に基づく関係性】を結ぶことが難しいと考えていると言える。

4. 因子分析

次に、同じく社会的距離尺度 8 項目について、探索的因子分析（最尤法、バリマックス回転）を行った（表 20～22）。因子数は、固有値の減衰パターン及び因子の解釈の可能性を考慮して 3 因子とした（表 23、図 5）。第 1 因子を【共感に基づく社会的責任】、第 2 因子を【親密な人間関係構築の可能性】、第 3 因子を【日常生活における関わり合いと協力の可能性】と名付けた。

表 20 因子分析負荷量

因子名	質問項目	因子			独自性
		1	2	3	
共感に基づく社会的責任	地域社会はもっと優しく対応すべきである。	0.871	0.204	0.295	0.11281
	社会参加は、社会全体が責任を負うべきである。	0.741	0.17	0.242	0.36256
	自分はこの人物のようになる可能性がある。	0.362	0.27	0.198	0.75712
親密な人間関係構築の可能性	自分が同世代だと仮定して、恋愛もありだ。	0.205	0.945	0.247	0.005
	結婚して、子どもを持ってもよい。	0.204	0.554	0.352	0.52826
	信頼できる友人になれる。	0.34	0.532	0.522	0.32957
日常生活における関わり合いと協力の可能性	一緒に働いても良い。	0.352	0.392	0.749	0.16097
	近所に住んでも良い。	0.458	0.328	0.695	0.1996

注. 「最尤法」で抽出した因子に「バリマックス回転」を適用した結果です

表 21 因子統計量

要約				因子間の相関		
因子	負荷量2乗和	分散説明率 (%)	累積%	1	2	3
1	1.97	24.6	24.6	1	—	0
2	1.89	23.6	48.2	2	—	0
3	1.69	21.1	69.3	3	—	—

表 22 モデル適合度指標

RMSEA 90%信頼区間			モデルの検定				
RMSEA	下限	上限	TLI	BIC	χ^2	自由度	p
0.0526	0.025	0.0816	0.984	-26	19.1	7	0.008

表 23 回転前の固有値

因子	固有値
1	4.31683
2	0.46436
3	0.13984
4	0.00215
5	-0.04127
6	-0.06644
7	-0.22736
8	-0.2937

図 5 スクリーンプロット

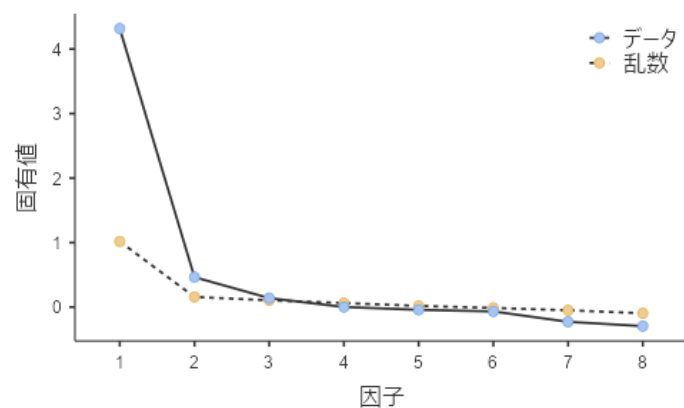
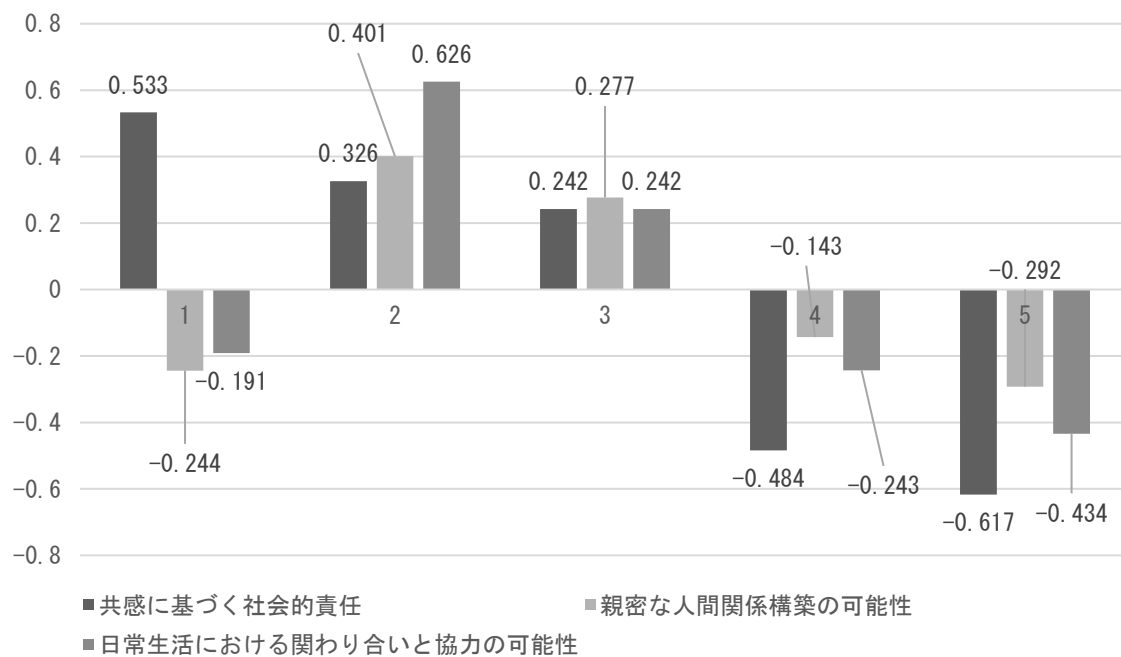


表 24 各因子のケース別記述統計

	case	平均値	中央値	標準偏差
共感に基づく社会的責任	ケース① 認知症高齢者	0.533	0.713	0.792
	ケース② 身体障害者（脳性麻痺）	0.326	0.5077	0.697
	ケース③ 生活保護受給者	0.242	0.3569	0.743
	ケース④ 元窃盗犯	-0.484	-0.6366	0.886
	ケース⑤ 元わいせつ犯	-0.617	-0.8192	0.859
親密な人間関係構築の可能性	ケース① 認知症高齢者	-0.244	-0.5088	0.944
	ケース② 身体障害者（脳性麻痺）	0.401	0.4087	1.189
	ケース③ 生活保護受給者	0.277	0.0597	1.07
	ケース④ 元窃盗犯	-0.143	-0.4407	0.825
	ケース⑤ 元わいせつ犯	-0.292	-0.4407	0.637
日常生活における関わり合いと協力の可能性	ケース① 認知症高齢者	-0.191	-0.2755	0.867
	ケース② 身体障害者（脳性麻痺）	0.626	0.645	0.737
	ケース③ 生活保護受給者	0.242	0.2887	0.805
	ケース④ 元窃盗犯	-0.243	-0.4345	0.82
	ケース⑤ 元わいせつ犯	-0.434	-0.6924	0.722

図 6 ケース別に見た因子得点平均値の比較



因子得点について、ケース別Aを参加者間、因子別を参加者内に配置した2要因分散分析(TypeIII_SS 使用)を行った結果(表24、図6)、ケース別が有意であり($F(4,620)=80.956, p=0, \eta^2 p^2=0.343, 1-\beta=1$)、因子別が有意でなく($F(2,1240)=0, p=1, \eta^2 p^2=0, 1-\beta=0.049$)、交互作用ケース別×因子別が有意であった($F(8,1240)=11.038, p=0, \eta^2 p^2=0.066, 1-\beta=1$)。ケース別の検出力($1-\beta$)は十分である。交互作用の検出力も十分である。特徴としては、認知症者に対しては、共感に基づく社会的責任を感じているものの、人間関係の構築や協力の可能性については低い結果となった。それ以外については、ここまでの社会的距離総合点数の比較、主成分分析の結果と似たような結果であった。

5. 結果の小括

以上の結果から、福祉対象者への社会的距離は、女性は男性に対して有意に距離が近い。今回の属性に関する変数の中では、性別のみが社会的距離と有意な相関関係が見られた。ケース別では身体障害者と生活保護受給者に対しては日常的な関わりや社会的責任といった意識が高い。認知症者については社会的責任を強く感じているが、関係性を構築するという意識までには届いていない。

主成分分析や因子分析の結果からも、元犯罪者に対しては関係性や社会的責任といった意識を持つことが難しい傾向が明らかとなった。福祉対象者に対してケースの内容によっては親密な関係性の構築や日常的な関わり、そして社会的責任も含めて低くなる認識を地域住民が持っていることが明らかとなった。

V 考察

今回の調査結果から、地域生活課題を抱えている地域住民(福祉対象者)に対して、ケースによって地域住民が持っている社会的距離は異なる結果が得られた。また女性の方が男性よりも福祉対象者に対して社会的距離が近くなる結果も得ることできた。

地域共生社会の実現という理念に照らし合わせて考えると、冒頭にも述べたように地域住民が地域生活課題を抱えた住民の状況を把握し、福祉関係者と連携してその課題解決に向けて取り組むことが求められている。そして厚生労働省による資料では、この地域生活課題には多様なものが含まれている。しかし実際に地域で暮らしている福祉対象者に対して、地域住民が持つ意識はどのようなケースかによって異なる。認知症、身体障害者、生活保護受給者に対してはどちらかという好意的に受け入れられていると言えるが、一方で元犯罪者については数値から考えても好意的に受け入れられているとは言い難い。むしろ、関わりたくない、他人事として元犯罪者を認識しているとも言える。地域生活課題を抱えている状況に陥っていたとしても、ケースによっては逆に地域住民から排除される可能性を含んでいるとも考えることができる。

地域共生社会の実現において、自助・互助・共助・公助の組み合わせがよく言われる。地域住民が支えられる側と支える側の垣根を越えて、共に助け合いながら、住み慣れた地

域で暮らし続けることができる地域社会の実現を目指すという方向性が打ち出されている。しかし、今回の結果からは、その地域住民という枠の中には、果たして本当に全ての住民が含まれているのだろうかという疑問を持たざるを得ない。例えば元犯罪者が更生し、地域生活に定着できるように努力しても、地域の中で「元犯罪者」であることが知られてしまったら、その元犯罪者の地域生活を支える互助・共助は果たして機能するのであろうか。しかも地域住民は、元犯罪者の生活を社会が責任を持って支えるべきであると考えているとは言い難い。全ての地域住民を包摂しない共助観は、福祉対象者に対して選別的に排除する可能性をも含んでいると考えることができる。地域共生社会の実現を掲げながらも、そこには大橋が懸念を指摘していた地域住民による排除と偏見が存在していると言える。バルネラブル（vulnerable）な存在が包摂されず、排除されるようなことがあれば、これまでの多くの研究が示すとおり元犯罪者が極端な行動に出ざるを得なくなるだろう。それは悪循環でしかない。

このような状況に対して、岡村や大橋が示していた地域福祉の構成要素に沿って考えると、地域住民に対して多様な福祉対象者への理解を促すような働きかけが必要であると考えられる。特に福祉教育の有効性を踏まえると、認知症者や障害者だけではなく、バルネラブル（vulnerable）かつマイノリティ（minority）な地域住民への「正しい理解」と、それに基づいた包摂的関わりに繋がるような教育プログラムの実践が必要になる。これについて、「犯罪を人間関係に対する侵害ととらえ、被害者、加害者、影響を受けたコミュニティの三者が関与して、個別具体的に修復を試みる発想および実践」[坂上、2010：9]であるとする修復的司法という取り組みは、大いに参考になるだろう。対話を通じた地域住民の組織化を、どのように取り組めば良いか、人権に配慮しつつも先進的な教育プログラムの開発が必要になると考えられる。

また量と質の両面から十分な支援サービスが必要であるという点では、公助の担い手である地方自治体や国家行政は、互助・共助が機能するかが見通せないようなケースに対して、積極的なアプローチによる支援（公助）を展開する必要がある。同時に、地域共生社会の実現における公的機関の役割である互助・共助を育む取り組みもますます重要になってくる。福祉教育を通じた対象者理解で元犯罪者のような社会的距離が遠いようなケースも扱い、地域住民の意識に働きかけ、SDGsの「誰も取り残さない」包摂力の高い地域づくり（地域住民の組織化）が必要なのである。それこそが、真の「地域共生社会政策」である。古くから指摘されてきたような「安上がり福祉としての地域福祉」や「ボランティア活用」に陥らないためにも、これらの点を重視した地域福祉の展開が必要である。これはまさしく、岡村重夫が提起した原点とも言える地域福祉の構成要素の重要性を改めて示唆しているとも言えよう。

VI おわりに

本研究の限界は、サンプリングによる偏りがあるため、必ずしも一般化することが難し

い点にある。残された研究上の課題としては、サンプルサイズを大きくするとともに、社会的距離に影響を与える因子（属性）を明らかにする点を挙げることができる。ただし、この限界と残された研究上の課題をもって、本論で論証した主張が信用に足りないとはいい切れないであろうと考えている。引き続き、地域から学ばせていただき、少しでも地域に何かを恩返しができるよう努めて参る所存である。

謝辞

調査にご協力いただいた方々、調査を担っていただいた方々に心より御礼申し上げる。本論は坂本（2024a）及び坂本（2024b）を基に、大幅に加筆修正して執筆した。本研究はJSPS 科研費 JP20K02066（研究代表者：深谷裕）の助成を受けた研究成果の一部である。

（本学 基盤教育センター 准教授）

〔参考文献〕

- 岡村重夫（1974）『社会福祉選書① 地域福祉論』光生館
- 大橋謙策（2015）「新しい福祉サービスシステムとしての地域福祉」社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座 9 地域福祉の理論と方法 第3版』中央法規、pp23～27
- 大橋謙策（2022）『地域福祉とは何か 哲学・理念・システムとコミュニティソーシャルワーク』中央法規
- 後藤康文（2019）「『地域共生社会』と地域福祉：その1『地域共生社会』政策の登場経緯」『岐阜協立大学論集 The journal of Gifu Kyoritsu University』岐阜協立大学学会、53（2）、pp49～67
- 後藤康文（2020）「『地域共生社会』と地域福祉：その2 地域福祉における『地域共生社会』」『岐阜協立大学論集 The journal of Gifu Kyoritsu University』岐阜協立大学学会、53（3）、pp19～39
- 坂上香（2010）「『司法』を超える修復的司法の挑戦」『自由と正義』日本弁護士連合会、61（9）、pp9～15
- 坂本毅啓、石坂誠（2018）「高齢化団地における住民の福祉ニーズに対する地域活動の成果と今後の課題」『いのちとくらし研究所報』特定非営利活動法人非営利・協同総合研究所いのちとくらし、63、pp52～66
- 坂本毅啓（2024）「A 市住民における福祉対象者に対する社会的距離の分析 — 全てを包摂しない共助観がもたらす選別的排除 —」『日本社会福祉学会九州地域ブロック第65回研究大会 発表要旨集』、pp33～35
- 坂本毅啓（2024）「地域住民の福祉対象者に対する社会的距離」『地域ケアリング』北隆館、

26(11)、pp100～104

中根允文、吉岡久美子、中根秀之（2010）『心のバリアフリーを目指して 日本人にとって
のうつ病、統合失調症』勁草書房

肥田乃梨子、石川信一（2018）「青年版社会的距離の近さ尺度の作成」『心理臨床科学』心
理臨床科学編集委員会、8(1)、p3～17

牧里毎治、杉岡直人、森本佳樹（2013）『ビギナーズ地域福祉』有斐閣

STUDIES
OF
INSTITUTE FOR
REGIONAL STRATEGY

CONTENTS

Measurement and Analysis of Social Distance Held by Local Residents Toward People
in Need of Welfare: Inclusion and Exclusion in Mutual Assistance for
the Realization of a Community-based Symbiotic Society

Takeharu SAKAMOTO 91

No. 10
March 2025
INSTITUTE FOR REGIONAL STRATEGY
THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU
KITAKYUSHU CITY, JAPAN